使用済み自動車(ELV)リサイクルシステム スウェーデン

使用項の日勤単(CLV)リリインルンステム・スフェーテン		
法律	Motor Vehicle Scrapping Act (1975年) 生産者責任法(1998年より導入)	
対象製品	ELV	
リサイクルシステム	1975 年の廃車リサイクル法によって、スウェーデンでは、廃車回収奨励金制度(デボジット制度)が導入されてきたが、1998 年の生産者責任法により、98 年以降に販売された自動車については、廃棄時点では無償回収することとなり、製造業者の費用負担の範囲が拡大された。 < スウェーデンの使用済み自動車リサイクルシステム・フロー (98 年 1 月以降に販売された新車の場合) > 98 年以前に販売された自動車について、経済原理による引取 新規購入者は、購入時に処理・リサイクルに関する費用を販売業者に支払う (政府管理費用、製造業者の処理費用: 98 年より 700 加・ネ)販売業者は徴収した費用を政府管理基金と BIL へ取次ぐ 廃棄時に最終所有者から BIL 認定解体業者が無償回収、適正解体解体業者は運動省に対する技消營登手続を実施解体業者が解体証明書を最終所有者に発行政府管理基金は最終所有者に解体証明書と引換に支払い費用の一部還元政府管理基金は最終所有者に解体証明書と引換に支払い費用の一部還元政府管理専用の負担 製造業者の処理費用負担 関加・取府管理費用の積立管理と還元 取府管理費用の負担 製造業者の処理費用負担 関加・取府管理基金 (運用は自治体) 費用適元 取府管理費用の積立管理と遺元 取府管理費用の積立管理と遺紀 (運用は自治体) 算用適元 取府管理基金 (運用は自治体) 算用適元 取府管理基金 (運用は自治体) 算用適量を設定 (運用は自治体) 算別では、第一次のででは、第一次のでででは、第一次のででででは、第一次のででででは、第一次のででででは、第一次のででででででいる。 第一次のででででは、第一次のででででは、第一次のででででは、第一次のででででは、第一次のででででは、第一次のででででは、第一次のでででは、第一次のでででは、第一次のでででは、第一次のででは、第一次のでででは、第一次のでででは、第一次のでででは、第一次のでででは、第一次のでででは、第一次のでででは、第一次のででは、第一次のででは、第一次のでででは、第一次のでででは、第一次のでででは、第一次のででは、第一次のでででは、第一次のでは、第一次のでは、第一次のでは、第一次のででは、第一次のでは、第一次のででは、第一次のでは、第一次のででは、第一次のでは、第一次のでは、第一次のでは、第一次のででは、第一次のでは、第一次のででは、第一次のででは、第一次のででは、第一次のでは、第一次	
	1.スウェーデン環境保護庁 ・リサイクルシステム全体管理 ・リサイクル率の目標設定(2002 年 85%, 2015 年 95%以上) 2.自治体	
リサイクルシステム の管理運営	・リサイクルモニタリング(入出荷の記録検査など) ・「政府管理基金」において政府管理費用の積立管理と運用 ・最終所有者への費用還元 (解体業者へELV を引き渡したときに、500 加-ネの還元) 3.自動車製造販売者協会(BIL) ・解体業者の推奨 (BIL が解体業者を査察審査し、優良業者を選定。製造業者は BIL 推奨業者と 契約) ・製造業者の処理費用の積立管理と推奨解体業者への処理費用の支払	

	回収への関与	・なし
生産者の役割	リサイクル への関与	・基本的になし ただし、BIL 推奨解体業者との契約を実施
	費用負担	・あり 98年以降、製造業者が回収・リサイクル費用の大半を負担している。98年以降 の販売車については、無償回収を行っているが、98年以前の販売車については、 経済原理による有償回収) ・新車購入時の徴収料金は1300クローネから700クローネに引き下げられた が、最終所有者に還元額は500クローネに据え置かれたままである。 ・BILの設立、運営費用の積立
	製品設計	・リサイクル性に配慮した車両の設計と製造
	情報提供	・リサイクルに関する情報開示
関係者の役割	販売業者	・政府管理費用、及び製造業者の処理費用の徴収と取次
	解体業者	1.BIL 推奨解体業者 ・最終所有者から ELV の無償回収 ・製造業者との契約による解体、適正処理の実施 ・製造業者との契約に基づき、BIL から処理費用の支払いを受ける ・最終所有者へ解体証明書の発行 ・抹消登録手続の実施 2.公認解体業者 ・最終所有者から ELV の回収(有償、経済原理) ・適正処理の実施 ・解体証明書の発行 ・抹消登録手続の実施
	運輸省	・自動車登録管理 ・抹消登録手続の実施
	消費者	< 新規所有者 > ・新規購入時に政府管理費、製造業者の処理費用の支払い(一部負担)< 最終所有者 > ・契約解体業者への確実な引渡し・解体証明書と引換に費用還元を受ける(なお、98 年以前の販売車を廃棄する場合、経済原理に基づき処理費用を支払う)